

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十五号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務」を「人事委員会規則で定める特殊な業務」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。